

第7回東京都北区資源循環推進審議会

令和6年3月18日
第一委員会室

1 答申

2 各委員から（感想）

3 その他

（1）事務連絡について

【審議会 資料】

- ・第7回東京都北区資源循環推進審議会次第
- ・資料1 答申修正箇所抜粋
- ・資料2 持続可能な循環型社会の形成に向けた、

今後のごみ減量の推進について 答申

(13) その他の具体策

①ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理

【現況・課題】

- 管理者が高齢化する中で、駅に近い地域を中心に不法投棄や資源の持ち去りが頻発しているなど、ごみ集積所や資源回収ステーションの安定的な管理に懸念が生じている。また、地域によっては、小規模集合住宅の新設により資源回収ステーションでの回収量が急増しており、管理者の負担となっている。

【審議会での主な意見】

- 監視カメラの設置は、不法投棄あるいは不適正排出を防止するために有効な手法である。
- 他の区市町村では、監視カメラの購入設置ではなく貸与設置が増えている。一定期間設置し、効果があったら要望の出ている別のごみ集積所へ移設するといった方法である。
- 駅前の地域のごみ集積所や資源回収ステーションでは、その地域の住民以外がごみ等を捨てていくことがよくあるため、対応をしっかりと考えてもらいたい。
- 資源回収ステーションの管理をしっかりとしていても、資源の持ち去りが多くあり、対応が難しい。
- 町会で「防犯カメラ^{注1}」等を設置している場所に、分別や不法投棄禁止の注意喚起を示す紙を配布するなど、区にバックアップしてもらいたい。

注1 防犯カメラ ⇒ 地域の防犯活動を行っている町会・自治会・商店街等が、街頭防犯設備設置のための補助金制度を活用して設置したもの

【ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理への取組み】

不法投棄・不適正排出への対策として、監視カメラ設置補助の導入等の検討を希望する。

また、資源回収ステーションについて、維持管理が難しい地域は、区が管理する回収拠点の新設等を検討すべきである。

- ごみ集積所・資源回収ステーションへの監視カメラ設置について補助等の支援を実施すること。
- 監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について不法投棄・不適正排出対策であることを明確に知らせる掲示物等を用意すること。

【修正後】

※修正前/後で、同じ記載の部分を同じ色で囲み、
同じアルファベットを振っています

3 今後のごみ減量の推進について

北区は持続可能な循環型社会の形成に向けて、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」の基本理念のもと、基本計画の数値目標を管理指標として、ごみ減量を推進してきた。今後のごみ減量の推進にあたっては、次の事業の実施が課題となる。

A

(1) 内容の充実や新たに取り組む必要がある事業

- ・区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ・区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施
- ・生ごみの減量と食品ロスの削減の推進
- ・雑がみの資源化の充実
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ・プラスチックの資源循環の促進
- ・個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ・事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ・優良事業者表彰制度の創設
- ・ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理
- ・民間事業者との連携によるリユースの推進

(2) 継続して検討する必要がある事業

- ・戸別収集の地域拡大
- ・家庭ごみの有料化
- ・清掃事業関連施設の再編・有効活用

B

具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等、区が行っている取組みや情報、環境に配慮した行動等の啓発を、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である。その際には伝えたい情報をできる限り「見える化」し、様々な媒体を用いて発信することも必要である。

また、区内の事業者に対してもごみの減量や資源化についての指導や啓発を行い、優良な取組みについては積極的に周知し、意識を高めていくべきである。

C

こうした取組みを通じて、区民一人ひとりがごみの減量を「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制*」を意識し、行動を起こしていくことが必要である。また、区民だけではなく、事業者、北区（行政）が一丸となって、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、ごみの減量・適正な排出に取り組んでいくことが求められている。

D

なお、戸別収集の実施と家庭ごみの有料化については、当審議会ではそれがごみ減量の方策であるという前提で議論してきたが、施策の導入にあたっては、区民に丁寧な説明を行い、ごみ減量に向けた区民一人ひとりの行動変容につながるような施策としていくことを求める。

【修正前（区民意見募集時点）】

3 今後のごみ減量の推進について

2050年北区ゼロカーボンシティの実現に向け、ごみの減量を進めることは区民誰もが身近なところでできる取組みのひとつである。

C

そのためには、区民一人ひとりがごみの減量を「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制*」を意識し、行動を起こしていくことが必要である。また、区民だけではなく、事業者、北区（行政）が一丸となって、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、ごみの減量・適正な排出に取り組んでいくことが求められている。

B

具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等、区が行っている取組みや情報を、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である。その際には伝えたい情報をできる限り「見える化」し、様々な媒体を用いて発信することも必要である。

また、区内の事業者に対してもごみの減量や資源化についての指導や啓発を行い、優良な取組みについては積極的に周知し、意識を高めていくべきである。

D

なお、戸別収集の実施と家庭ごみの有料化については、当審議会ではそれがごみ減量の方策であるという前提で議論してきたが、施策の導入にあたっては、区民に丁寧な説明を行い、ごみ減量に向けた区民一人ひとりの行動変容につながるような施策としていくことを求める。

以上の点を踏まえ、ごみの減量を基本に、事業の実施を求める。

A

(1) 内容の充実や新たに取り組む必要がある事業

- ・区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ・区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施
- ・生ごみの減量と食品ロスの削減の推進
- ・雑がみの資源化の充実
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ・プラスチックの資源循環の促進
- ・個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ・事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ・優良事業者表彰制度の創設
- ・ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理
- ・民間事業者との連携によるリユースの推進

(2) 継続して検討する必要がある事業

- ・戸別収集の地域拡大
- ・家庭ごみの有料化
- ・清掃事業関連施設の再編・有効活用

費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場稼働時は、発電及び隣接施設への蒸気提供を行っていた。

(関連)

ケミカルリサイクル

熱や圧力により、元の石油や化学原料に戻してから利用する方法。

マテリアルリサイクル（プラスチックの場合）

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。廃プラスチックからペレット状の同質の原料や製品等に加工される。

再利用計画書（事業用大規模建築物における再利用計画書）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理をするとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めることが求められており、北区は一定規模の事業用建築物（対象：3,000m²以上）を所有・使用している事業者に対し廃棄物の種類・量・処理方法等を記載した再利用計画書を毎年提出するよう義務付けている。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒等。

資源回収ステーション

びん・缶・ペットボトルの回収場所。区内に約6,000カ所ある。資源回収ステーションの場所の決定や管理は、各町会自治会が行うこととなっており、回収容器の設置・保管は、各町会自治会から選出された地域リサイクラー約180人を中心に、地域の管理者が行っている。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTA等の任意の団体が、家庭から出る古紙等を集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

北区は活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。

集団回収事業者認定制度

活動団体の担い手不足や区民の高齢化の進展等により集団回収における資源回収量の減少や集団回収活動の休止が起きているため、北区は活動団体を応援していただける資源回収事業者を対象とした認定制度を平成28年度から実施し、要件を満たした認定事業者に対し支援金（基本支援金）を支給している。令和2年度からは従来の基本支援金に加え、古紙相場に連動した特別支援金の支給を開始している。

食品ロス

食べ残しや消費・賞味期限切れ、売れ残り等、様々な理由で、食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品のこと。フードロスともいう。

製品プラスチック（「プラスチック」の欄を参照）

ゼロカーボン

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

た行

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、適切な森林管理や緑地の保全・緑化の推進などにより吸収される温室効果ガスの量の均衡が保たれた社会のこと。

チャットボット

対話を意味する「チャット」と「ロボット」を組み合わせた造語で、AIを活用してロボットが自動で対話型のコミュニケーションを行うツールのこと。

厨芥類（ちゅうかいるい）

厨房・調理場から出る生ごみのこと。

東京二十三区清掃一部事務組合

地方自治法に基づき平成12年4月に特別区(東京23区)で組織された団体で、特別区内の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長から互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、23区が「分担金」として、ごみ量の割合等に応じて負担している。

は行

廃棄物管理責任者

一定規模の事業用の建築物を所有・使用している事業者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担う中心的な担当者として、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務がある。

発生抑制・排出抑制

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲る等により、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。フードドライブの推進は、食品ロス削減に資する取組みでもあり、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）」においても食品ロス削減のための施策のひとつとして位置づけられている。

プラスチック

合成樹脂とも呼ばれ、海洋プラスチックの問題等を契機に、各国で使用量削減やリサイクルに向けた対策が進んでいる。日本では、~~「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」~~の成立により、プラスチック製容器包装・製品プラスチックの分別回収、再商品化に向けた取組みが始まっている。

(関連)

プラスチック製容器包装

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの。マークが目印。お菓子の袋や洗剤のボトルなどが該当する。

製品プラスチック

製品自体にプラスチックが使われている文具や玩具類などが該当する。

プラスチック資源循環促進法

「~~プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律~~」の略称。利便性の高いプラスチックという素材

を利用した製品が設計から廃棄物として処理されるまでのライフサイクル全般において、関係するあらゆる主体における資源循環の取組み（3 R + Renewable）を促進するため令和4年4月1日に施行された。

プラスチック製容器包装（「プラスチック」の欄を参照）

訪問収集・ふれあい訪問収集

訪問収集とは、ごみ・資源（可燃・不燃・古紙・プラスチック）をごみ集積所まで運び出すことが困難な方に対して、収集作業員が玄関先まで訪問して収集するサービスのこと。

ふれあい訪問収集とは、ごみ（可燃・不燃）の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集のこと。

ま行

マイクロプラスチック

洗剤や歯磨き粉等に含まれるビーズ等の微細なプラスチックや、レジ袋やペットボトルといったプラスチックごみのうち、紫外線等の影響により直径5mm以下まで細かくなつたものをいう。

マテリアルリサイクル（「サーマルリサイクル」の欄を参照）

ら行

リサイクル率と資源回収率

リサイクル率とは、一般に資源を含めたごみ総排出量に占める総資源化量の比率である。ごみ総排出量には、清掃工場への持込ごみを含んでいる。

資源回収率は、清掃工場への持込ごみを含めないで上記の計算をしたものである。

持込ごみは、事業系ごみで自己処理責任が原則であり景気変動等の影響を受けやすい。このことから家庭ごみのリサイクル率を見る場合、分母から除外し「資源回収率」を「リサイクル率」としているする自治体もある。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100\% \quad (\text{清掃工場持込ごみを含む})$$

$$\text{資源回収率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ総排出量} - \text{清掃工場持込ごみ}} \times 100\%$$

リデュースクッキング

Reduce cooking waste（料理の無駄を減らすこと）を意味しており、普段の調理では生ごみとして、捨ててしまう部分も活用できる調理方法のこと。

レアメタル

地球上の存在量が稀、または技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要がある（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるもの。

A～Z、数字

S D G s

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

3 R、2 R

3 R（スリーアール）とは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組み（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle））の頭文字をとったもの。2 Rとは3 Rのうち、特にリデュース、リユースに関する取組みを推進すること。

(写)

令和6年3月18日

東京都北区長

山田 加奈子 殿

東京都北区資源循環推進審議会会長

山谷 修作 公印

持続可能な循環型社会の形成に向けた、

今後のごみ減量の推進について（答申）

令和4年5月12日付4北環リ第1154号で諮詢のあったこの
ことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

持続可能な循環型社会の形成に向けた、
今後のごみ減量の推進について

答 申

令和 6 年 3 月

東京都北区資源循環推進審議会

答申にあたって

東京都北区資源循環推進審議会では、令和4年5月に北区長から「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について」諮問を受け、これまで議論を重ねてまいりました。

北区は北区一般廃棄物処理基本計画2020で「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」を基本理念に掲げ、2つの指標によるごみの減量を目標に様々な施策に取り組んでいます。

現計画の策定以降、ごみや3Rを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、目標12「つくる責任つかう責任」では、食品ロス削減や廃棄物削減といった内容も盛り込まれています。

それらを受け、国内においては、食品ロス削減の動きのほか、令和4年にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックの資源化に向けた動きが盛んになっています。

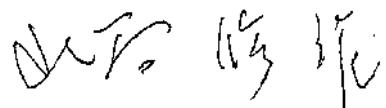
北区は、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて「今、自分たちにできること」を意識して行動していくことが必要であるとしました。ごみの減量化への取組みとして、すでに定着した不燃ごみ・粗大ごみの資源化に加え、令和5年4月には北区全域でのプラスチック一括回収による資源化を始めました。

このような動きを踏まえ、当審議会では、様々な課題を抽出し、委員の多様な視点から今後のごみ減量の推進について議論を重ねてまいりました。議論にあたっては、最新の区民アンケートや家庭ごみ排出実態調査の結果なども参考とし、北区における現状を把握したうえで、区民、事業者、行政のそれぞれの役割と責任も踏まえつつ、今後北区が取り組むべき事業について整理し、答申を取りまとめました。

この答申を受けて、北区が循環型社会の形成に向けて、より一層積極的にごみの減量や資源化に取り組まれることを切に望みます。

令和6年3月18日

東京都北区資源循環推進審議会会長



目 次

1	北区のごみとリサイクルの現状.....	1
(1)	「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標.....	1
(2)	目標達成状況と今後の課題	2
(3)	本審議会で検討した事項.....	3
2	ごみ減量の具体策の検討	4
(1)	区民主体の集団回収への支援事業の拡充	4
(2)	区民へのきめ細かい情報提供の実施	6
(3)	生ごみの減量と食品ロスの削減の推進	8
(4)	雑がみの資源化の充実	10
(5)	不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進	11
(6)	プラスチックごみの減量	12
(7)	戸別収集の地域拡大の検討	14
(8)	家庭ごみの有料化の検討	16
(9)	事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施	18
(10)	優良事業者表彰制度の創設	20
(11)	個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施	21
(12)	清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討	22
(13)	その他の具体策	23
	①ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理	23
	②民間事業者との連携によるリユースの推進	24
3	今後のごみ減量の推進について	25

<資料編>

北区のごみ資源量の推移	26
用語集	27
東京都北区資源循環推進審議会委員名簿	31
東京都北区資源循環推進審議会審議経過	32

1 北区のごみとリサイクルの現状

(1) 「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標

北区は、令和2年3月に「北区一般廃棄物*処理基本計画 2020」(*の付いた語句は資料編用語集に解説を記載)を策定し、「～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、目標値を設定している。

指標1：区民1人1日あたりのごみ総排出量^{注1}

3R*の中でも優先順位の高い2R*（リデュース・リユース）の進捗状況を評価するため、2Rによる資源排出量の減量が反映される指標として、区民1人1日あたりのごみ総排出量を目標値として令和2年度から設定している。

指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量^{注2}

リサイクルを含めた3Rの進捗状況を評価するため、区民1人1日あたりのごみ排出量を目標値として設定している。

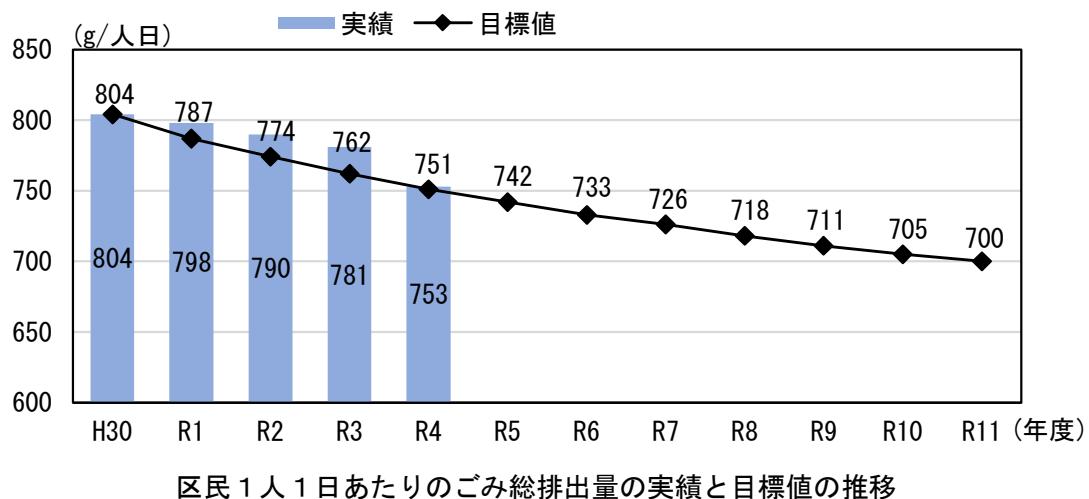
目標の指標	数値目標	
指標1 区民1人1日あたりのごみ総排出量	104g 減量 (平成30年度比) 804g/人日 → 733g/人日 → 700g/人日 (H30実績) (R6) (R11)	
指標2 区民1人1日あたりのごみ排出量	97g 減量 (平成30年度比) 660g/人日 → 592g/人日 → 563g/人日 (H30実績) (R6) (R11)	

注1・注2 用語の定義

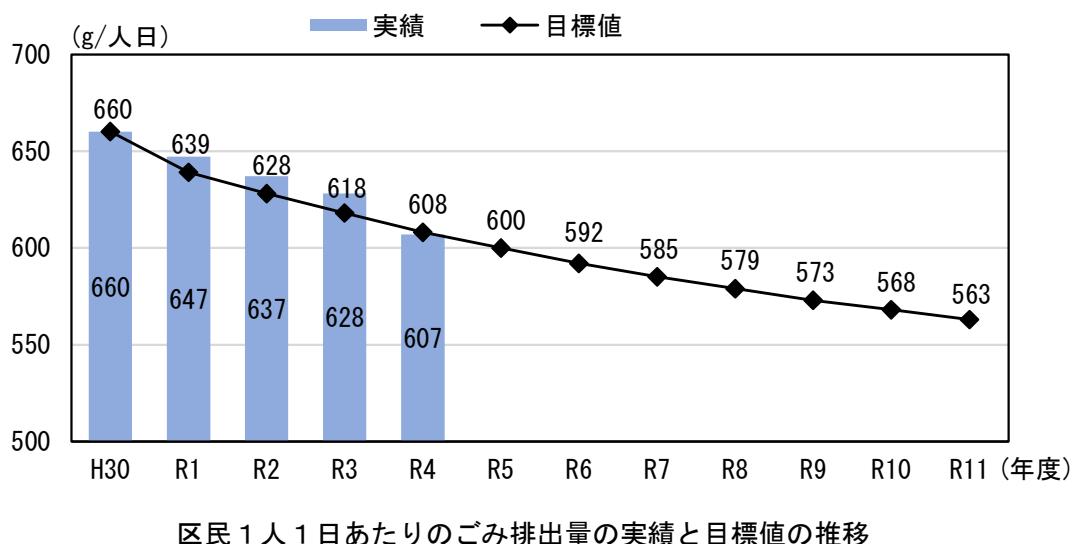
ごみ発生量	(注1) ごみ総排出量	化資源量	集団回収*		
			資源(区が回収)		
ごみ発生量	(注2) ごみ排出量	家庭ごみ	可燃ごみ	(区が収集)	
			不燃ごみ	(区が収集)	
			粗大ごみ	(区が収集)	
	事業系ごみ	家庭ごみ	持込ごみ	(許可業者等による収集)	
			可燃ごみ	(区が収集)	
		事業系ごみ	不燃ごみ	(区が収集)	
潜在ごみ(量の把握が困難なもの)					
※事業所独自の処理・リサイクル、事業者による処理・リサイクル、家庭での自家処理(生ごみの減量化)等					

(2) 目標達成状況と今後の課題

指標 1 については、令和 4 年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量が、753g/人日となっており、平成 30 年度からの 4 年間で 51g 減少し、同年度目標値の 751g/人日は達成できなかったが一定の成果が確認できる。これについては、新型コロナウィルス感染症による生活や事業活動への影響が落ち着きつつあり、ごみ量の面では可燃ごみの減量が進んだこと等も一因と考えられる。



指標 2 については、令和 4 年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が、同年度における目標値 608g/人日よりも 1g/人日少ない 607g/人日となっている。年度別の目標値は達成したものの、令和 11 年度（2029 年度）における目標値 563 g と比較すると 44 g 多くなってしまっており、目標達成に向けて更なるごみ減量への取組みが必要である。



令和4年10月に実施した北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査（以下、「令和4年度区民アンケート」という。）によれば、今後、持続可能な循環型社会の形成に向けて、区が力をいれるべきこととして、「分別方法のパンフレットを分かりやすくして定期的に全世帯に配布する」（39.2%）が約4割と最も高かった。また、「資源として回収したものが、どのようにリサイクルされているか説明する」（22.8%）、「メーカーや販売店に対する過剰包装の禁止等の指導を国などに要望する」（22.2%）、も約2割となっており、区民の「ごみ減量・リサイクルの推進」への関心の高さが伺える。

北区では、これまで区民と区が協働し、古紙、びん・缶・ペットボトルの回収や、紙パック、廃食油、古布等の拠点回収*といったリサイクル活動、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属等の資源化などに積極的に取り組んできた。近年、SDGs*の浸透とともに、リサイクルの更なる推進に区民の関心も高まっている。北区は、令和3年6月に「北区ゼロカーボン*シティ宣言」を表明し、脱炭素社会*への移行に向け「今、自分たちにできること」のひとつとして、プラスチック*の分別回収を、令和4年10月に滝野川地区、令和5年4月には王子・赤羽地区を含めた区内全域で開始した。また、令和3年10月に「北区食品ロス*削減推進計画」を策定し、「令和8年度 区民1人1日当たりの食品ロス量15.4g」を目標に、様々な取組みを行っている。

新たな社会的課題・要請に対して、積極的な取組みを継続するとともに、今後しばらくは人口の増加が予測される中、北区へ転入してきた新たな区民や、外国人区民に対しても3Rの周知啓発を行い、地域住民と区が一丸となった資源化への取組みが求められる。

なお、北清掃工場の建替工事のため、令和11年度までは、区民生活への影響を最小限に抑えるための収集運搬体制を維持する必要がある中で、ごみの減量や資源化への取組みを進める必要がある。

（3）本審議会で検討した事項

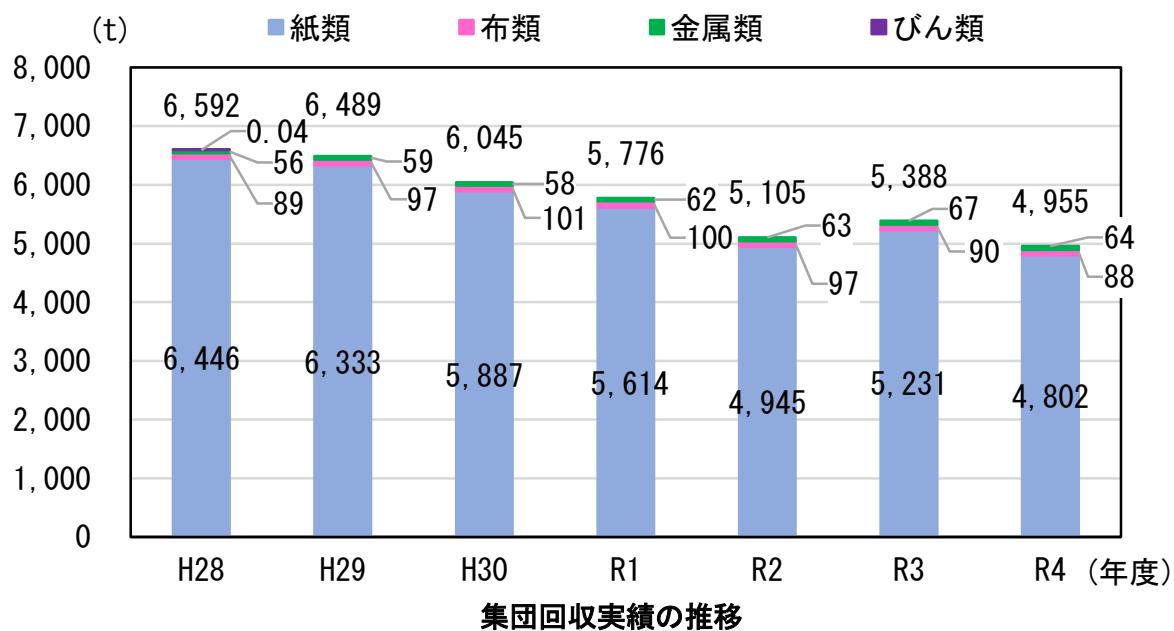
本審議会は、令和4年5月12日に北区長から、一般廃棄物の減量と適正な処理につき、「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について」諮問を受け、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」で示された「ごみの減量化に向けて取り組む重点事業」について検討した。

2 ごみ減量の具体策の検討

(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

【現況・課題】

- ・集団回収は、区民が自主的に行っている古紙、びん・缶、古布の資源回収活動であり、北区は活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。
- ・平成28年度に、集団回収団体の活動を支援することを目的に「集団回収事業者認定制度*」を開始し、令和5年10月時点で6事業者を認定している。また、市況変動による資源物回収の停滞を防ぐため、令和2年度に古紙相場に連動した支援金制度を新設し、要件を満たす事業者に支給している。
- ・近年、ライフスタイルの変化による回収量の減少や、活動団体の高齢化による担い手不足が課題となっている。



【審議会での主な意見】

- ・集団回収の報奨金は町会・自治会の活動費にもなるため、町会・自治会側からマンション管理人へ協力してもらうように働きかけている。
- ・マンションの管理組合等にも集団回収への協力をお願いしているが、最低限の分別や排出のルールが守られていないことも多く、回収場所を管理する人への負担となっている。
- ・区全体の集団回収の活動団体数は横ばいだが、高齢化により集団回収ができなくなった団体もあるため、取り組む人や団体を増やすといった底上げが重要である。
- ・古布の回収は団体によって実施していない場合がある。回収拠点は多くあったほうがよい。

【区民主体の集団回収への支援事業の拡充への取組み】

集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、引き続き、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する。

- 活動団体を運営面から支えている集団回収事業者認定制度の更なる拡充を図ること。
- 事業者が市況変動に左右されず、集団回収活動を継続できるよう事業者支援を強化すること。
- 区から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていくこと。

(2) 区民へのきめ細かい情報提供の実施

【現況・課題】

- ・「北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方」の冊子・チラシを作成し、配布・ホームページへ掲載している。さらに外国語版（英語・中国語・韓国語・ベンガル語・ベトナム語・ネパール語版）のチラシも作成し、配布・ホームページへ掲載することにより、きめ細かな情報提供を実施している。なお、ホームページでは、チャットボット*によるごみ分別等の問い合わせへ対応しており、新たな視点による情報提供に取り組んでいる。
- ・令和4年度区民アンケートによれば、ごみの分別等の方法に関する情報提供について、区（清掃事務所）が配布するチラシ（54.2%）や冊子（53.5%）を活用しているという回答が得られた。
- ・同アンケートによれば、今後の情報の入手先としては、区（清掃事務所）が配布するチラシ（50.2%）や冊子（47.5%）とともに、区ホームページ（40.6%）が挙げられた。この割合は、現在の手段であるホームページによる情報入手の割合（21.8%）より高く、今後多様な媒体による情報提供を実施する必要性は高い。

【審議会での主な意見】

- ・今後、区民自らが取りに行く・聞きに行く形ではなく、区から区民に積極的に届ける周知等も考えていただきたい。
- ・ごみ減量の観点から発信していくことも大事だが、SDGsの観点で、北区の取組みについて広く区民に知ってもらうこと、区が音頭を取りオール北区で進めていくことが非常に重要である。
- ・より多くの外国人区民にごみ分別等の情報を知っていただくため、よく利用される飲食店等に外国語版のチラシを配布することも検討してほしい。
- ・外国人区民へチラシや冊子等を配るといったことは、事業者としても協力できる。
- ・外国人区民への排出指導については、管理人や賃貸住宅のオーナーから行っていただくことも重要である。区（清掃事務所等）側から、管理人や賃貸住宅のオーナーに対し、積極的に働きかけていただきたい。
- ・マイクロプラスチック*の問題等は、多くの方に知ってもらい、自分事として捉えてプラスチックの削減やリユース、リサイクルということに取り組んでいかなければいけない。教育現場や家庭へも周知し、次世代の子どもたちの意識も育てることが大切である。
- ・リチウムイオン電池の発火事故について、パンフレットに注意喚起の記載等を検討してはどうか。

【区民へのきめ細かい情報提供の実施への取組み】

ごみの減量化・資源化を更に進めていくためには、区民に気付いてもらい、理解を得られるような周知啓発が重要である。また、区のごみやリサイクルに関する現状等を「見える化」し、正しく、より分かりやすく伝えることも必要である。

環境教育等の既存の周知啓発を継続しつつ、幅広い層の区民が情報を得やすい場所や機会を想定する等、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。さらに、リサイクルの活動拠点であるエコー広場館との連携を強化し、周知啓発や情報発信に取り組んでいただきたい。

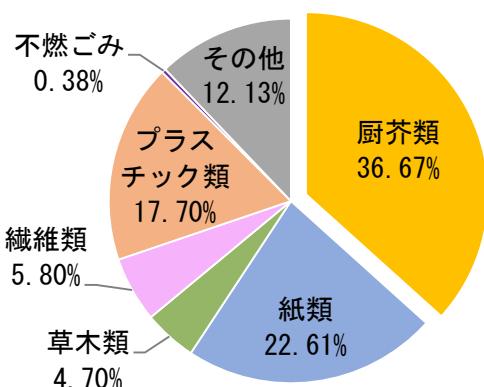
- 若い世代、外国人区民にも知ってもらえるよう、チャットボットやSNS等ICT（情報通信技術）の活用を図ること。
- 北区ニュースや配布チラシ、冊子、ホームページ（動画を含む）等、訴求力のある既存の媒体についても引き続き積極的に活用し、情報が幅広い層に届くよう周知をすること。
- キャラクターや漫画を活用した新しい周知啓発事業を実施すること。
- 区の関係部署が連携し、効果的な環境学習等の充実を図ること。

(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進

【現況・課題】

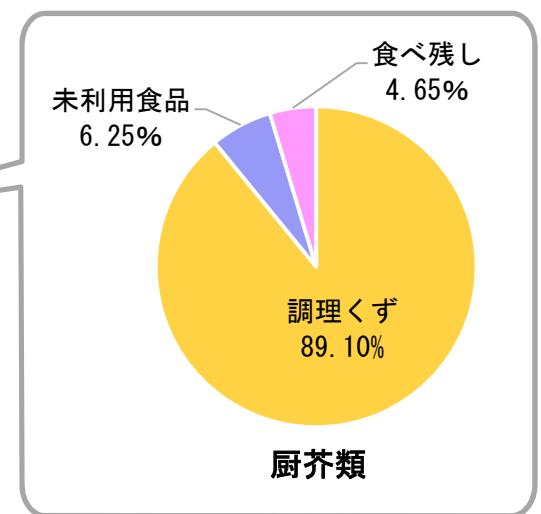
- 「北区食品ロス削減推進計画」では、リデュースクッキング*レシピを使用した調理実習会の開催や、食品の保存方法等の効果的な周知啓発、食品関連事業者等の取組みに対する支援、未利用食品等を提供するための活動の支援等について取り組むとしている。
- 北区は、家庭の未利用食品を回収し、子ども食堂等に提供する「フードドライブ*」事業を令和3年7月から試行し、令和5年度から本格実施へ移行した。本格実施に伴い、受付窓口を2箇所から8箇所へ増設している。
- 北区は、家庭から出る生ごみの減量化及びリサイクルを進めるため、令和5年度から、家庭用の生ごみ処理機等の購入費の補助を開始した。補助金額は購入費用の2分の1で最大2万円までとなっており、区民一人ひとりのごみの減量に向けた取組みのきっかけとなることを期待している。
- 令和4年度区民アンケートによれば、「食品ロス」という言葉は9割以上の回答者が知っており、広く認知されている。また、取り組んでいる・取り組みたいこととして、「食べきれない食品を買いすぎない」(83.1%)、「買い物前に食品の在庫を確認する」(65.8%)の割合が高く、日常の買い物から食品ロス削減に向けた意識の向上が伺える。
- 令和4年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査^{注1}」では、厨芥類*として廃棄されたごみは可燃ごみの36.7%となっており、厨芥類の89.1%が「調理くず」で、食品ロスに該当する「未利用食品」は6.3%、「食べ残し」は4.7%で合わせて11.0%であった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による、外出の自粛・家庭での食事の増加・宅配の利用といった食品をめぐる行動変容を踏まえ、SNS等を活用し、様々な周知啓発を行う必要がある。

注1 「家庭ごみ排出実態調査報告書（令和5年3月）」は、北区公式ホームページで公開しています。



可燃ごみの組成割合

(令和4年度家庭ごみ排出実態調査報告書)



【審議会での主な意見】

- ・フードドライブは、子ども食堂等へ食品を提供するという形で、取組みの成果が目に見える事業のひとつである。
- ・フードドライブ事業について、区民への周知を十分に行う必要がある。
- ・全国的にプラスチック削減やフードドライブの必要性が叫ばれている。フードドライブについては、区民が利用しやすい、持っていきやすい場所を今後広げていってほしい。
- ・生ごみを消滅させることができる「キエーロ*」を使えば、かなりごみが減らせると感じている。ごみの有料化を実現した場合でも、費用負担が少なくて済む。今後も（自身の団体での）この取組みを進めていきたい。
- ・これから取り組まなければならないのは、生ごみの再資源化ではないか。
- ・生ごみ処理機の補助事業について、「キエーロ」であれば生ごみは分解され消滅するが、堆肥化容器の場合、生成された土（堆肥）は自身での処理・活用が前提であり、また乾燥型容器の場合は可燃ごみとして焼却されることとなる。資源循環にもならないうえ、取り組みやすさや効果に疑問がある。

【生ごみ減量と食品ロスの削減への取組み】

区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロス削減に取り組めるような支援や周知啓発を求める。

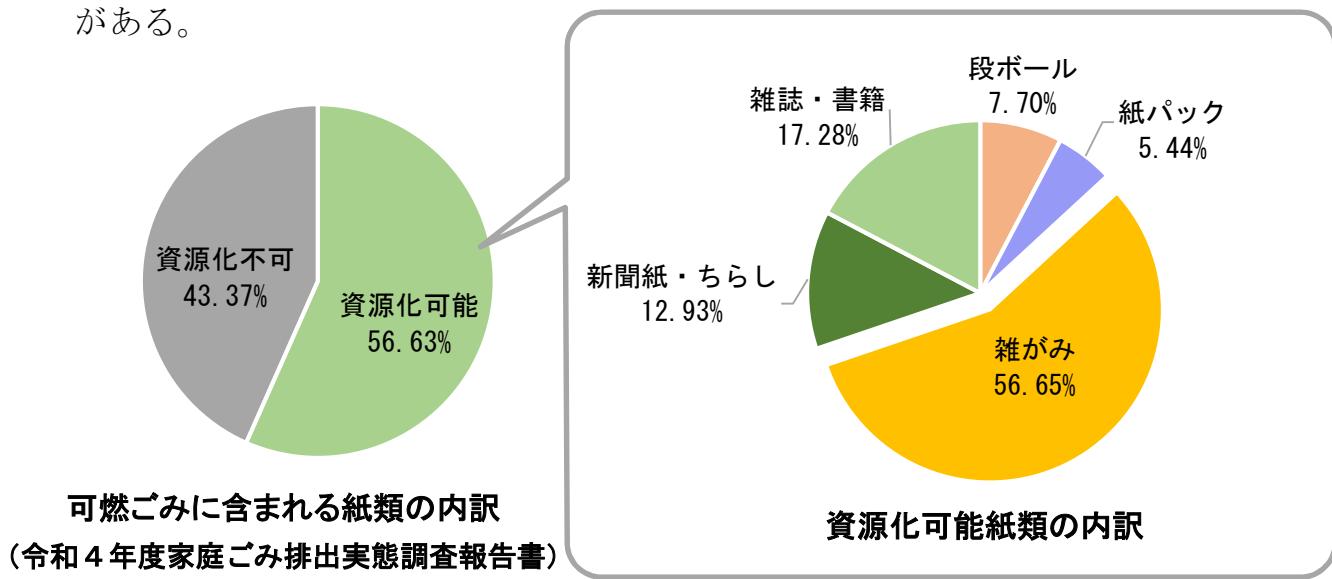
事業者の取組みに対して、協力店等の登録制度、表彰等の支援を要望する。

- 食品ロス削減協力店等の登録制度の導入を検討し、導入の際は区のホームページに公表する等、PRを行うこと。
- 賞味期限、消費期限が示す意味、冷蔵庫の管理等、無駄な廃棄をなくすための周知啓発を行うこと。
- 区民の利便性を確保した、フードドライブの取組みを継続すること。
- 家庭の生ごみを減量・自家処理する取組みの支援を継続すること。

(4) 雑がみの資源化の充実

【現況・課題】

- 令和4年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、可燃ごみに含まれる紙類は22.6%、そのうち資源化可能な割合は、約6割(56.6%)となっている。
- 資源化可能紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生できる紙類(菓子箱、紙袋、はがき、封筒等)の「雑がみ*」が56.7%を占めている。
- 雑がみのリサイクルについて、ホームページや「北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方」に掲載するとともに、イベントで「雑がみ袋」を持ち帰り用の袋として使用する等の周知啓発を行っている。
- 知らない人に知ってもらえるような効果的な周知啓発への取組みを検討する必要がある。



【審議会での主な意見】

- 北区ブランドを立ち上げて、紙のリサイクルでトイレットペーパーを作成し、区の施設で積極的に使っていけば循環がうまくいくのではないか。
- 事業者が排出するごみは紙類の割合が高いため、区から周知し、リサイクルを働きかけていくことが必要ではないか。

【雑がみの資源化の充実への取組み】

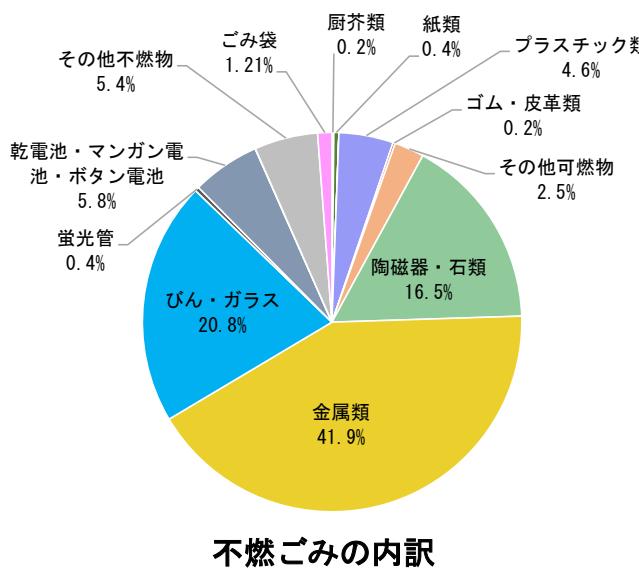
雑がみをごみとして排出している区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知つてもらうことは取組みの第一歩であり、区として周知啓発だけでなく、雑がみを資源に分別するきっかけの提供に取り組むことを求める。

- 「雑がみ」はリサイクルできる資源であるということを、引き続き区民・事業者に周知徹底し、分別意識を高める啓発活動を推進すること。
- 雑がみ袋について、イベント等での配布に加え、定期的に全戸配布をする等、雑がみの分別に取り組むきっかけを提供すること。
- 古紙を排出する事業者へ雑がみ回収の仕組みを周知し、排出指導を行うこと。

(5) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

【現況・課題】

- 資源の有効利用の観点等から、小型家電*の回収・リサイクルの促進は重要であり、北区は、平成26年4月に粗大ごみ、同年10月に不燃ごみに含まれる金属類や小型家電の資源化を開始した。
- 不燃ごみについては、令和元年度から金属資源（小型家電含む）とその他不燃（ガラス・陶器等）を別袋で収集し、民間事業者による資源化を開始した。これにより、不燃ごみの資源化率は90%以上となっている。
- 粗大ごみについては、現状として資源化は金属類のみとなっているため、資源化の品目拡大を検討していく必要がある。



令和4年度粗大ごみ排出状況

品目	個数
ふとん	38,310
プリンター	4,340
箱物家具	35,509
ソファー	3,945
いす・座いす	25,788
こたつ	2,274
衣装箱	13,590
ビデオデッキ	2,005
敷物	11,101
ガステーブル	1,919
テーブル	9,174
電気掃除機	8,300
ゴルフ用品	1,917
スーツケース	6,702
ストーブ	1,886
自転車	6,616
ファンヒーター	1,699
扇風機	6,335
たたみ	1,231
照明器具	6,281
スキー板	627
電子レンジ	4,879
その他	135,884
合計	330,312

【審議会での主な意見】

- ごみの量を減らすことは難しいが、どうやったら資源化ができるのかという視点を一人ひとりが持つことが大切である。

【不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進への取組み】

今後も資源化への取組みを進めることを要望する。

- 資源化の推進には、不適正排出物（ライター・リチウムイオンバッテリー等）の混入の防止等、区民の排出時のひと手間の協力が必要不可欠であることを周知すること。
- 不燃ごみは、引き続き、金属資源（小型家電を含む）とその他不燃（ガラス・陶器等）を別袋で回収すること。
- 使用済み小型家電はレアメタル*や金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進すること。
- 家電量販店での自主回収等、民間が実施しているリユース・リサイクルの取組みを積極的に活用するよう周知すること。
- 全国的な組織を通じて、より資源化しやすい製品づくり等を生産者側に働きかけていくこと。

(6) プラスチックごみの減量

【現況・課題】

- ・ 海洋プラスチックごみは、世界全体で大きな問題となっている。国連の「持続可能な開発目標（S D G s）」でも、「2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染等、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことが、ターゲットのひとつとして掲げられている。リサイクルのみならず、リデュース・リユースの取組みを普及啓発していく必要がある。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。令和 4 年 4 月には「プラスチック資源循環促進法*」が施行された。
- ・ 北区は、強い危機感・決意のもと、「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、脱炭素社会への移行に全力で取り組むこととする「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。
- ・ 「プラスチック資源循環促進法」の施行や「北区ゼロカーボンシティ宣言」を受け、これまで可燃ごみとして収集してきたプラスチック（プラスチック製容器包装*、製品プラスチック*）の分別回収を、令和 4 年 10 月に滝野川地区、令和 5 年 4 月に王子・赤羽地区を含めた区内全域で開始している。
- ・ 北区は、容器包装リサイクル法に基づく処理を行っているほか、独自に民間事業者に処理委託をしている。
- ・ これまでも清掃工場におけるサーマルリサイクル*（熱回収）は行われていたが、分別回収の開始により、プラスチックのマテリアルリサイクル*やケミカルリサイクル*といった手法によるリサイクルを推し進めている。

【審議会での主な意見】

- ・ プラスチックを環境中に蓄積させないことが目的であるため、まずは、プラスチックを減らす必要性を区民に説明することが最も重要である。
- ・ リサイクルすれば済むという問題ではなく、自然界にプラスチックが排出され、溜まっていくことが問題であるため、基本的にリデュース、リユースが重要である。
- ・ プラスチックのリサイクルには賛成だが、資源循環の意味からも、集めるだけではなく、生まれ変わった製品を積極的に使っていただきたい。また、リサイクルをすることにより得られる効果を、もっと区民に伝えていくのがよいのではないか。
- ・ プラスチックの分別回収開始にあたって、分別方法や出し方等の細かい部分で分からぬことが多い。
- ・ 教育の現場において、環境学習と絡めながら、プラスチック問題への理解を深めていくことが必要なのではないか。

【プラスチックごみの減量への取組み】

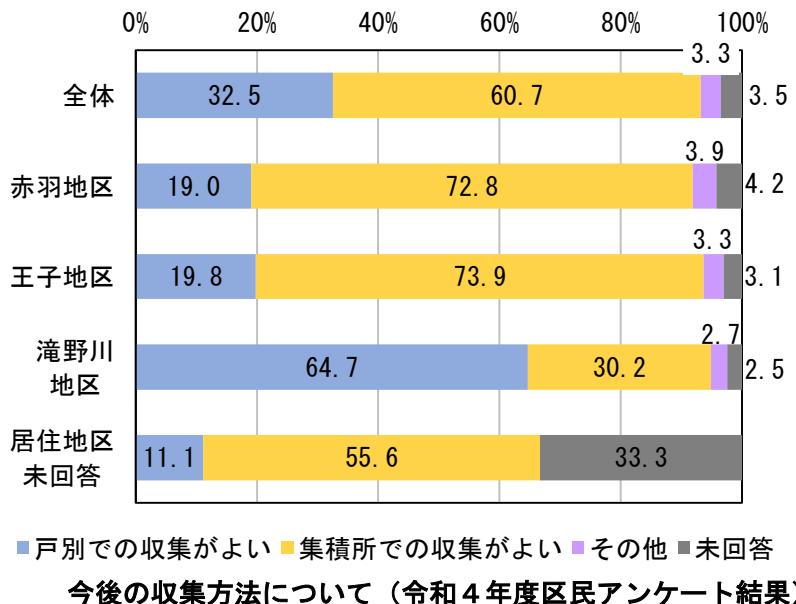
何事もはじめが肝要であるため、開始したばかりのプラスチックの分別回収の周知や指導を徹底し、資源化を着実に進めていくことを求める。また、社会情勢等も踏まえ、今後定期的に環境面・経費面等、様々な観点で効果を検証していくことを要望する。

- プラスチックのリサイクルは、「プラスチック製容器包装」や「製品プラスチック」等、区民にとって分かりにくいため、区民が分かりやすいようにホームページ等で周知し、分別対象物や排出方法等について理解を深められるよう、継続的に丁寧な周知や広報を行っていくこと。
- プラスチックの分別回収は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環境負荷や経費増が発生するため、処理方法について、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて、引き続き検証していくこと。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を減らしていくため、区民に対しては、マイボトル等の持参や海洋プラスチックごみ問題に関する普及啓発を行うこと。また、事業者に対しては、過剰包装の抑制等の取組みを推奨していくこと。
- プラスチック容器に貼ってあるシールについて、はがしやすさや素材の明確化等を、生産者である事業者側に求めていくこと。
- 粗大ごみとして出されているプラスチック製品についても、資源化を検討すること。

(7) 戸別収集の地域拡大の検討

【現況・課題】

- 滝野川地区では平成12年から戸別収集*のモデル実施を一部地域で開始し、平成14年には滝野川地区全域でモデル実施を開始している。
- 令和4年度区民アンケートによれば、ごみ集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状のごみ集積所での収集の継続を、戸別収集のモデル地区である滝野川地区では戸別収集の継続を望む意見が多い。平成24年度に実施した区民アンケート調査でも同様の傾向があった。



【審議会での主な意見】

- 戸別収集には、ごみの分別意識の向上や、ごみ集積所までの排出負担の軽減、不法投棄や不適正排出といったごみ集積所の課題解消等のメリットがある。
- 区内で戸別収集を実施している地区と実施していない地区があることは、公平感に欠けるため、できるだけ早く、王子・赤羽地区に戸別収集を拡大すべきである。
- 滝野川地区での戸別収集のモデル実施と併せ、他自治体での戸別収集導入による住民の評価等も重視する必要がある。
- ごみ集積所を管理する人の負担は大きい。多数が「収集方法は今までよい」としたアンケート結果について、ごみ集積所の管理を自身が行うことを前提とした場合には、結果が変わってくるのではないか。ごみ集積所を管理する人に対象を絞ったアンケートの実施を希望する。
- 適正排出の観点から、戸別収集のメリットは大きいが、令和11年度までの北清掃工場建替工事への対応など、費用や職員体制の確保等を勘案すると課題も大きい。そのため、区民の理解・納得を得られるよう、慎重に進めるべきである。
- ごみ集積所が地域コミュニティの場となっていて、その管理がうまくいっているところは、集積所収集のままでよいのではないか。
- 戸別収集にしなくても、ごみ集積所の規模をもう少し小さくして細かく管理するといった方法等もあるのではないか。

- ・ステーション回収を行っているびん・缶・ペットボトルも戸別収集になるのか。
- ・北区を魅力的で住みやすい街にするという視点で収集方法を検討するべきではないか。

【戸別収集の地域拡大の検討への取組み】

戸別収集は、ごみ集積所の管理や、多様なニーズを持った区民のごみ出しの負担軽減につながる収集方法である。「一人ひとりがごみに責任を持つようになる」「ごみが少なくなる」という声がある一方で、「経費負担が増加する」、「ごみ集積所は地域コミュニティの場にもなっている」という声もある。

拡大の検討にあたっては、ごみ集積所に加え資源回収ステーション*についても、管理を含めたごみ収集に関する区民ニーズを把握する必要がある。加えて、北清掃工場の建替工事や他自治体の動向を踏まえ、区民の合意を得られるよう十分な情報提供を行いながら、引き続き検討を進めていくよう求める。

- ごみ集積所・資源回収ステーションの管理についての実態を把握し、ニーズを正確に捉えること。
- 戸別収集への一律の移行、商店街・駅周辺等の特性を踏まえての地域別の導入といった方法のほか、ごみ集積所の細分化等の方法も併せて検討するとともに、一律の移行とした場合にも、ごみ集積所の継続を望む地域に対しての柔軟な対応を検討すること。
- 戸別収集に要する経費や人員、実施によるごみの減量効果、満足度等の検証を十分に行い、区としての収集方法の考え方を明らかにすること。
- 対象とする品目についても十分に検討すること。
- 戸別収集は、きれいな街をつくるための手段のひとつと位置づけ、区民一人ひとりにごみの減量に向け取り組んでもらえるよう丁寧な説明を行い、区民の行動変容につながるような施策としていくこと。

(8) 家庭ごみの有料化の検討

【現況・課題】

- 「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」では家庭ごみの有料化について、「清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用などの有料化の仕組み、②住民説明会の開催など、有料化の導入までのプロセスや運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなどについて、有料化導入自治体の事例などを考慮したうえで検討」を行うこととしている。
- 家庭ごみ有料化は全国で 65.9%^{注1} の市町村が導入している。23 区で導入している自治体はないが、多摩地域の市においては、すべての自治体で導入している。
- 令和4年度の北区の1人1日あたりのごみ量^{注2} 715.1g に対して、多摩地域で有料化を1年以上行っている自治体（25 市^{注3}）のごみ量^{注2} は平均 666.0g^{注4} であり、北区と比較して 49.1g 少ない。また、家庭から排出される可燃ごみについて、令和2年度までに有料化を導入した、人口 15 万人以上の 10 市の有料化実施前年度と1年後を比較したごみ量は、9 市で1割以上減少、そのうち3市では2割以上減少しており、有料化による減量効果は非常に大きい。

令和4年度 1人1日あたりごみ量^{注2} 比較

北区 715.1g/人日

多摩地域有料化導入自治体（25 市） 平均 666.0g/人日^{注4}

北区を 100 とした場合の多摩地域の1人1日あたりのごみ量

$$666.0 \div 715.1 = 93.1\%$$

※多摩地域の1人1日あたりのごみ量は、北区より約 7% 少ない。

注1 出典 ごみ減量資料室代表 山谷修作ホームページ <http://www.yamayashusaku.com/survey.html>

注2 (収集量+持込量) ÷ 人口 ÷ 365 日で算定。

※収集量+持込量…北区については、P.1 の注「用語の定義」の表のうち、「ごみ総排出量」から最上段の「集団回収」を除いた量。多摩地域との比較のため、使用する数値の定義を合わせた。

注3 年間を通して有料化している市のごみ量と比較するため、令和4年10月から有料化を開始した武蔵村山市は含んでいない。

注4 出典 多摩地域ごみ実態調査 2022（令和4）年度統計（公益財団法人 東京都市町村自治調査会）をもとに算出。

【審議会での主な意見】

- 有料化のねらいは排出者の意識を変えることであり、適正排出とごみの減量につながる。
- 有料化するのであれば、使途の「見える化」を図り、区民の理解を得やすくすべきである。

- ・使途を明確にするため、戸別収集の地域拡大と併せた検討が望ましい。
- ・物価高騰等により、区民の生活負担が増加傾向にあるため、ごみの有料化により更に負担が増えることは望ましくない。
- ・ごみが減らないと有料化の導入が議論されることになるため、その前にもう一度減量に取り組もうということを強くアピールしてはどうか。
- ・23 区内で導入している自治体は無く、北区での導入にあたっては隣接区への不法投棄等の問題が懸念される。23 区でしっかりと協議すべき重要な問題ではないか。

【家庭ごみの有料化の検討への取組み】

有料化のねらいはごみ排出者の意識を変えることであり、その結果として適正な分別がなされ、ごみの減量につながる。

全国的に家庭ごみの有料化が進んでおり、多摩地域においても 26 市全市で有料化が導入されている。導入した自治体での実績からも、非常に有効なごみ減量施策であると言える。

将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体（23区）の動向を注視しつつ、有料化を導入する場合には、ごみの減量効果についての周知啓発等、区民の理解を得られるよう取り組むことを求める。

- 有料化は、排出量に応じ公平な負担を求めると同時に、ごみ減量への意識付けを行う施策である。実施の検討にあたっては、ごみ処理経費の削減等の効果を明らかにすること。
- 有料化により発生した歳入については、不法投棄への対策や高齢者のごみ出し支援等、区の清掃事業のサービス向上に使い、またそれを「見える化」して、より区民が納得のいく仕組みを検討すること。
- 戸別収集と併せて導入することによる効果も視野に入れた検討を進めるとともに、区民の理解を得られるよう、有料化によるごみ減量の効果についてきめ細やかに説明すること。
- 23 区は、各区から出るごみの量に応じて清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合*）の経費を分担していることから、他の区で有料化を導入しごみ減量が進むと、北区がより多くの経費負担をすることとなる。他区に遅れることのないよう検討すること。
- 有料化の検討にあたっては、経済的・社会的に配慮が必要な世帯への対応についても盛り込むこと。

(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

【現況・課題】

- ・事業用途床面積 3,000 m²以上の大規模建築物を所有する事業者については、条例により区へ再利用計画書*の届出等が義務付けられており、区は新任廃棄物管理責任者*向けの講習会を実施している。
- ・事業者の届出に基づき立入検査、指導・助言を行っているが、区の廃棄物管理指導員が十分に確保できておらず、検査・指導体制の維持に向けた専門的知識や経験の蓄積が課題となっている。
- ・延べ床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物を所有する事業者に対しても、3,000 m²以上の事業用建築物に準じて、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量・再利用計画書の提出を求める等の指導・助言を行っているが、ごみ減量・再利用計画書提出は努力義務のため、提出率は約 6 割にとどまっている。
- ・ごみ量が少なく廃棄物処理業者との契約が困難な小規模事業者は、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、区のごみ収集に排出しているが、北区として事業所の実態を正確に把握していないため、事業者の規模や業種に合わせた指導が課題となっている。なお、排出基準（日量 10kg 等）を超える事業所については、廃棄物処理業者による収集への移行を指導している。

【審議会での主な意見】

- ・講習会について、オンラインは多くの方が受講でき、さらに資料を印刷せずに勉強できる環境が整えばペーパーレスにもなり経費の節減ができるが、習熟度等を確認するために、テストや感想文の提出等も必要である。一方で、対面は質問がしやすく、理解もより深まる。実際に処理施設等を見学することも非常に重要である。
- ・講習会について、オンラインで良い方向に進む部分は積極的に進めてほしいが、熱意等は対面でないと伝わらない。オンラインと対面を使い分け、熱量までしっかり伝わる工夫が必要ではないか。
- ・立入検査について、他区は減量アドバイザー派遣の民間委託を進めている。事業者の資源化の推進に有効だと思うので、立入検査や指導を委託し、検査回数を増やすことも考えてほしい。
- ・SDGs やゼロカーボンを考えると、区として資源化の推進をどの方向に持っていくのか、また、小規模事業者の排出実態を把握し、区としてのごみに対する考え方や対応の方向性を示してほしい。

【事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施への取組み】

専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、事業者の提出書類の様式の見直し等により負担軽減を図り、区・事業者がともに取り組みやすい環境を整える。また、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の指導及び周知啓発に努めることを要望する。

- 廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保すること。
- 立入検査を行う際の一連の書類作成等を可能とするシステムの構築・導入や、報告書の様式の見直し・簡素化を図り、より多くの事業者を指導できる体制づくりを検討すること。
- 北区による収集の対象となる小規模事業者については、登録制度の導入を検討し、北区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように、引き続き制度の見直しを図っていくこと。

(10) 優良事業者表彰制度の創設

【現況・課題】

- ・優良事業者表彰制度は、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組み、成果を上げている区内事業者を、立入検査の結果や再利用計画書等とともに表彰する制度である。
- ・北区は、現時点では優良事業者表彰制度の導入には至っていないが、「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」において、制度創設を検討することとしている。
- ・23 区では、千代田区、港区、新宿区等の区で優良事業者の表彰制度等が創設されており、比較的大規模な事業所面積を有する事業者が対象となっている。
- ・北区には、事業用大規模建築物（床面積 3,000 m²以上）のほかに事業用中規模建築物（延べ床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）が約 230 件あり、小規模な事業者も多いことを踏まえ、ごみの減量やリサイクルに努めている中小規模事業者についても、表彰等により評価し、取組みを促進する仕組みが必要である。

【審議会での主な意見】

- ・北区が、区内でごみ減量や資源化に積極的に取り組んでいる事業者から率先して製品を買うなどの一連の流れができると、よりサーキュラーエコノミー*につながるのではないか。
- ・ヨーロッパではゼロカーボン等の環境に対する取組みに積極的な事業者から、率先して品物を買う流れができている。表彰制度は必ず実施して、事業者の取組みをアピールしていただきたい。
- ・事業者は、人・時間・お金をかけてごみ減量、ゼロカーボンに努めている。これから更に S D G s にも取り組むとなると、事業者のメリットもある程度考えないといけない。
- ・産業振興課が実施している「北区 S D G s 推進企業認証制度」との連携も視野に入れ、検討を進めていただきたい。

【優良事業者表彰制度の創設への取組み】

ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者を表彰する、「優良事業者表彰制度」の創設を求める。制度設計においては、表彰した事業者の取組みを好事例として広く周知する仕組みを確立するとともに、規模や業種に合わせた効果的なごみ減量の周知啓発に生かすため、事業者への立入検査・再利用計画書等の関係情報を利用した制度の検討を要望する。

- 優良事業者表彰制度について、他自治体の実施事例等を参考にしながら、制度設計を進めること。
- 中小規模事業者についても、評価する仕組みを検討すること。

(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

【現況・課題】

- ・高齢者等のごみ出しが困難な区民を対象に「訪問収集*」を実施しており、好評を得ている。
- ・さらに、訪問収集を行う際、ごみの排出がない場合は対象の区民の安否確認を併せて行う「ふれあい訪問収集*」を実施している。
- ・粗大ごみを運び出すのが困難な区民を対象に運び出し収集を実施しており、運び出しの要件に該当しない区民については、N P O 法人と連携した収集を実施している。
- ・高齢化が進み、今後訪問収集等の要望が増加し、収集人員が不足する可能性がある。
- ・びん・缶等の資源も訪問収集の対象に追加してほしい等の事業の拡充要望がある。

訪問収集実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収集中	一時中止 ^{注1}	収集中	一時中止	収集中	一時中止
訪問収集	742	256	754	331	775	419
ふれあい訪問収集	27	17	20	19	24	19

注1 ケアマネジャー等と連携し、一時的な入院やショートステイ利用等でごみの排出がない場合に対応している

【審議会での主な意見】

- ・北区は訪問収集とふれあい訪問収集にかなり以前から精力的に取り組んでいる。引き続き頑張ってやっていただきたい。
- ・かなりきめ細かい対応をしてもらっている。ほかの区民の方のご理解を得ながら進めていくということが大事になってくるが、引き続きお願いしたい。
- ・高齢者のためのごみの収集には本当に感謝している。
- ・訪問収集をより充実させるために、認定基準の緩和等を考える必要があるのではないか。

【個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施への取組み】

高齢者や障害者等のごみ出し困難者を対象とする訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶等の資源類も対象として追加するよう検討を求める。

- 訪問収集事業は、住民要望も強い。今後も事業を継続し、資源の回収対象品目の追加等、更なる事業拡大を検討すること。

(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討

【現況・課題】

- ・清掃事業は民間事業者への委託等の外部化を進めており、北区公共施設再配置方針に従って、関連施設の廃止や統合等の整理を進めてきた。
- ・令和4年11月、浮間清掃事業所に粗大ごみ中継施設を設置し、持込の受け入れを開始する等、収集体制の変化に対応した関連施設の有効活用を進めている。
- ・清掃事業は継続して行う必要があることから、関連施設の更新や再編にあたっては、効率的な事業継続を念頭に整備することが必要である。
- ・委託事業の増加に伴い、委託先従業員の休憩場所等、労働環境に配慮した施設整備を引き続き進める必要がある。

【審議会での主な意見】

- ・浮間清掃事業所へ粗大ごみの持込ができるようになり、周りの人からとても便利になってよかったですという話が出ている。ぜひこれからも継続してほしい。

【清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討への取組み】

清掃事業が継続して実施できるように、今後も計画的に施設の更新、再編を行う必要がある。なお、計画策定にあたっては、委託先の従業員の労働環境にも十分な配慮を求める。

- 清掃事業に従事する作業員（直営、委託を問わず）の、休憩場所や作業前の待機場所等に十分に配慮して施設整備を検討すること。
- 北清掃工場の建替えに伴う車両の増加等、清掃事業の変化に対応し、支障なく収集運搬作業を行えるよう、引き続き、清掃事業関連施設の有効活用に努めること。
- 既存施設の耐用年数を視野に入れ、施設の更新等を検討すること。

(13) その他の具体策

①ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理

【現況・課題】

- 管理者が高齢化する中で、駅に近い地域を中心に不法投棄や資源の持ち去りが頻発しているなど、ごみ集積所や資源回収ステーションの安定的な管理に懸念が生じている。また、地域によっては、小規模集合住宅の新設により資源回収ステーションでの回収量が急増しており、管理者の負担となっている。

【審議会での主な意見】

- 監視カメラの設置は、不法投棄あるいは不適正排出を防止するために有効な手法である。
- 他の区市町村では、監視カメラの購入設置ではなく貸与設置が増えている。一定期間設置し、効果があったら要望の出ている別のごみ集積所へ移設するといった方法である。
- 駅前の地域のごみ集積所や資源回収ステーションでは、その地域の住民以外がごみ等を捨てていくことがよくあるため、対応をしっかりと考えてもらいたい。
- 資源回収ステーションの管理をしっかりとしていても、資源の持ち去りが多くあり、対応が難しい。
- 町会で「防犯カメラ^{注1}」等を設置している場所に、分別や不法投棄禁止の注意喚起を示す紙を配布するなど、区にバックアップしてもらいたい。

注1 防犯カメラ ⇒ 地域の防犯活動を行っている町会・自治会・商店街等が、街頭防犯設備設置のための補助金制度を活用して設置したもの

【ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理への取組み】

不法投棄・不適正排出への対策として、監視カメラ設置補助の導入等の検討を希望する。

また、資源回収ステーションについて、維持管理が難しい地域は、区が管理する回収拠点の新設等を検討すべきである。

- ごみ集積所・資源回収ステーションへの監視カメラ設置について補助等の支援を実施すること。
- 監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について不法投棄・不適正排出対策であることを明確に知らせる掲示物等を用意すること。

②民間事業者との連携によるリユースの推進

【現況・課題】

- ・北区は、更なるごみ減量に向け、令和4年度に民間事業者3社と連携協定を締結した。締結先はリネットジャパンリサイクル株式会社（宅配便によるパソコン・小型家電の回収サービス）、株式会社ジモティー（地域の情報サイト「ジモティー」の運営）、株式会社マーケットエンタープライズ（不用品買取・リサイクルショッピング一括査定サイト「おいくら」の運営）の3社である。
- ・家具や小型家電等を中心に、不用品処分の際、捨てるのではなくリユースすることを選択肢のひとつとし、民間事業者が提供しているサービスの利用を区民に呼びかけている。

【審議会での主な意見】

- ・ジモティーを早速利用した。区内近隣の方と取引が成立し、新品未使用のものを安く手に入れることができ満足している。インターネットを使用した匿名のやりとりに抵抗がある人もいるであろうが、区がこのような呼びかけを行うことは、取組みとして非常に面白い。
- ・こういった呼びかけをしていることは、まだ区民にあまり届いていないのではないか。

【民間事業者との連携によるリユースの推進への取組み】

更なるごみ減量に向けて、不用品をごみとして排出するのではなく、リユースへ転換することは効果的な取組みのひとつであるため、今後も民間事業者との連携を積極的に推進していくことを求める。

- 協定締結事業者が提供するサービスの利用状況を定期的に確認し、取組みの成果を検証すること。
- 引き続き、他自治体の動向を注視し、新たなサービスについても、事業者との連携を検討していくこと。
- より効果的な発信時期や周知方法を捉えたうえで、積極的に区民へ周知を図ること。

3 今後のごみ減量の推進について

北区は持続可能な循環型社会の形成に向けて、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」の基本理念のもと、基本計画の数値目標を管理指標として、ごみ減量を推進してきた。今後のごみ減量の推進にあたっては、次の事業の実施が課題となる。

(1) 内容の充実や新たに取り組む必要がある事業

- ・区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ・区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施
- ・生ごみの減量と食品ロスの削減の推進
- ・雑がみの資源化の充実
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ・プラスチックの資源循環の促進
- ・個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ・事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ・優良事業者表彰制度の創設
- ・ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理
- ・民間事業者との連携によるリユースの推進

(2) 継続して検討する必要がある事業

- ・戸別収集の地域拡大
- ・家庭ごみの有料化
- ・清掃事業関連施設の再編・有効活用

具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等、区が行っている取組みや情報、環境に配慮した行動等の啓発を、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である。その際には伝えたい情報をできる限り「見える化」し、様々な媒体を用いて発信することも必要である。

また、区内の事業者に対してもごみの減量や資源化についての指導や啓発を行い、優良な取組みについては積極的に周知し、意識を高めていくべきである。

こうした取組みを通じて、区民一人ひとりがごみの減量を「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制*」を意識し、行動を起こしていくことが必要である。また、区民だけではなく、事業者、北区（行政）が一丸となって、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、ごみの減量・適正な排出に取り組んでいくことが求められている。

なお、戸別収集の実施と家庭ごみの有料化については、当審議会ではそれぞれがごみ減量の方策であるという前提で議論してきたが、施策の導入にあたっては、区民に丁寧な説明を行い、ごみ減量に向けた区民一人ひとりの行動変容につながるような施策としていくことを求める。

<資料編>

北区のごみ資源量の推移

単位（トン）

年度		H30	R1	R2	R3	R4
区収集	可燃ごみ	62,029.55	62,181.32	63,816.28	61,876.45	59,204.54
	不燃ごみ(資源化分除く)	1,716.08	204.44	189.28	148.70	117.38
	粗大ごみ(資源化分除く)	1,752.02	2,053.43	2,002.42	2,258.43	2,126.27
	資源分別回収	プラスチック	-	-	-	250.18
		スチール缶	500.54	509.29	580.85	568.29
		アルミ缶	357.90	364.00	416.16	407.25
		びん	2,602.00	2,567.04	2,815.03	2,722.56
		古紙	6,365.01	6,362.78	6,728.72	6,683.62
		ペットボトル(ステーション)	1,350.61	1,388.24	1,495.84	1,536.94
		分別回収 計	11,176.06	11,191.35	12,036.59	11,918.65
		紙パック	16.97	16.03	14.60	14.69
		発泡トレイ	2.20	2.48	2.85	2.90
	拠点回収	乾電池	0	0	0	0
		廃食油	2.36	2.50	2.88	2.55
		古布	103.62	105.85	106.58	120.49
		拠点回収 計	125.15	126.86	126.91	140.63
	資源化分	資源(不燃)	497.00	1,919.46	2,034.66	1,778.11
		金属資源(粗大)	593.67	467.80	453.66	504.86
		資源化分 計	1,090.67	2,387.26	2,488.32	2,282.97
	資源 計	(a)	12,391.88	13,705.47	14,651.82	14,342.26
	区収集ごみ 計	(b)	77,889.53	78,144.65	80,659.80	78,625.83
持込ごみ	(許可業者収集等)	(c)	19,053.58	19,135.87	16,200.98	16,240.29
集団回収	紙類	5,886.81	5,614.46	4,944.93	5,230.93	4,802.43
	布類	100.63	99.65	96.90	90.20	88.07
	金属類	57.90	61.77	62.90	66.88	64.42
	びん類	0	0	0	0	0
	集団回収 計	(d)	6,045.34	5,775.88	5,104.73	5,388.01
ごみ排出量		(e=b+c-a)	84,551.23	83,575.06	82,208.96	80,523.87
ごみ総排出量		(f=b+c+d)	102,988.45	103,056.40	101,965.51	100,254.13
総資源化量		(g=a+d)	18,437.22	19,481.34	19,756.55	19,730.27
人口(10月1日現在)			351,146	353,739	353,566	351,544
						353,811

【持込ごみを含む】

リサイクル率* = 総資源化量(g) ÷ ごみ総排出量(f)

リサイクル率(%)	(g/f)	17.9%	18.9%	19.4%	19.7%	19.4%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

【持込ごみを含まない】

資源回収率* = 総資源化量(g) ÷ (ごみ総排出量(f) - 持込ごみ(c))

資源回収率(%)	(g/(f-c))	22.0%	23.2%	23.0%	23.5%	23.5%
----------	-----------	-------	-------	-------	-------	-------

資源売却額実績の推移

単位(円)

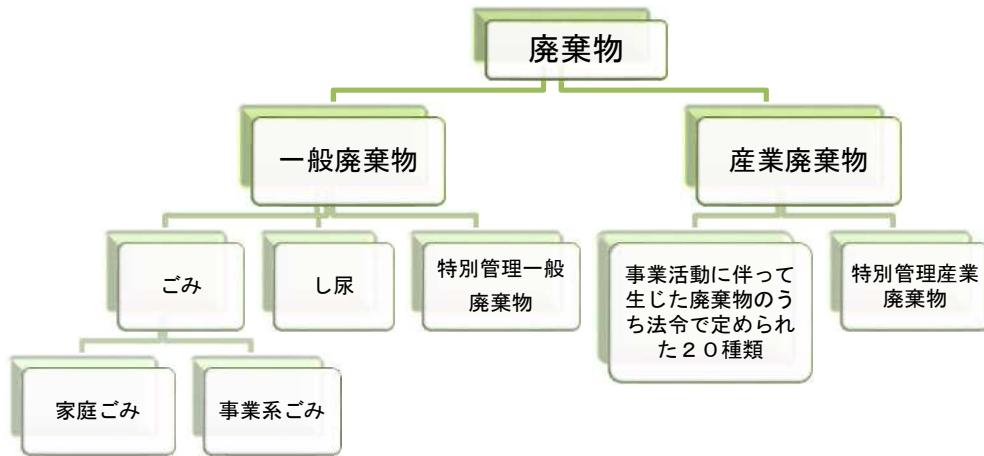
年度		H30	R1	R2	R3	R4
資源売却額実績	缶	スチール缶	2,502,715	2,546,435	2,132,300	5,687,906
		アルミ缶	21,474,180	21,840,180	18,281,266	34,643,900
	びん	887,410	736,499	768,035	736,776	696,524
		古紙	16,457,845	13,982,410	9,689,310	9,764,970
		新聞紙	10,519,160	9,511,935	4,490,395	3,946,170
	段ボール	21,499,925	14,857,585	12,224,705	13,634,360	15,321,675
		ペットボトル	40,051,678	36,102,884	37,268,058	55,153,847
		紙パック	135,760	128,240	116,800	117,520
	金属資源(粗大)	175,254	1,877,966	2,749,850	8,614,111	9,779,980

用語集

あ行

一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、大きくごみとし尿に分類される。



か行

キエーロ（生ごみ分解・消滅処理容器）

黒土のバクテリアの力を使い、生ごみを分解処理する生ごみ処理機のこと。従来のコンポスト型生ごみ処理機は、生ごみをたい肥化することから、都市部ではたい肥の処理に困り、なかなか普及しなかつた。しかし、キエーロは土の中で生ごみを分解するため、土が増えず、ベランダ等でも気軽に取り組めるという利点がある。

拠点回収

特定の種類のごみを資源として区内の公共施設等で無料で回収すること。北区ではエコー広場館や区民センター等にサンクルポストを設置し、資源を回収している。

ケミカルリサイクル（「サーマルリサイクル」の欄を参照）

小型家電

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている。

具体的な対象品目は、携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器（DVDプレイヤー等）、音響機器（デジタルオーディオプレイヤー等）、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、ゲーム機等。

戸別収集

ごみをごみ集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーキュラーエコノミー

循環経済のこと。従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消

費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場稼働時は、発電及び隣接施設への蒸気提供を行っていた。

(関連)

ケミカルリサイクル

熱や圧力により、元の石油や化学原料に戻してから利用する方法。

マテリアルリサイクル（プラスチックの場合）

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。廃プラスチックからペレット状の同質の原料や製品等に加工される。

再利用計画書（事業用大規模建築物における再利用計画書）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理をするとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めることが求められており、北区は一定規模の事業用建築物（対象：3,000m²以上）を所有・使用している事業者に対し廃棄物の種類・量・処理方法等を記載した再利用計画書を毎年提出するよう義務付けている。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒等。

資源回収ステーション

びん・缶・ペットボトルの回収場所。区内に約6,000カ所ある。資源回収ステーションの場所の決定や管理は、各町会自治会が行うこととなっており、回収容器の設置・保管は、各町会自治会から選出された地域リサイクラー約180人を中心に、地域の管理者が行っている。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTA等の任意の団体が、家庭から出る古紙等を集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

北区は活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。

集団回収事業者認定制度

活動団体の担い手不足や区民の高齢化の進展等により集団回収における資源回収量の減少や集団回収活動の休止が起きているため、北区は活動団体を応援していただける資源回収事業者を対象とした認定制度を平成28年度から実施し、要件を満たした認定事業者に対し支援金（基本支援金）を支給している。令和2年度からは従来の基本支援金に加え、古紙相場に連動した特別支援金の支給を開始している。

食品ロス

食べ残しや消費・賞味期限切れ、売れ残り等、様々な理由で、食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品のこと。フードロスともいう。

製品プラスチック（「プラスチック」の欄を参照）

ゼロカーボン

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

た行

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、適切な森林管理や緑地の保全・緑化の推進などにより吸収される温室効果ガスの量の均衡が保たれた社会のこと。

チャットボット

対話を意味する「チャット」と「ロボット」を組み合わせた造語で、AIを活用してロボットが自動で対話型のコミュニケーションを行うツールのこと。

厨芥類（ちゅうかいるい）

厨房・調理場から出る生ごみのこと。

東京二十三区清掃一部事務組合

地方自治法に基づき平成12年4月に特別区(東京23区)で組織された団体で、特別区内の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長から互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、23区が「分担金」として、ごみ量の割合等に応じて負担している。

は行

廃棄物管理責任者

一定規模の事業用の建築物を所有・使用している事業者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担う中心的な担当者として、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務がある。

発生抑制・排出抑制

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲る等により、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。フードドライブの推進は、食品ロス削減に資する取組みでもあり、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）」においても食品ロス削減のための施策のひとつとして位置づけられている。

プラスチック

合成樹脂とも呼ばれ、海洋プラスチックの問題等を契機に、各国で使用量削減やリサイクルに向けた対策が進んでいる。日本では、プラスチック資源循環促進法の成立により、プラスチック製容器包装・製品プラスチックの分別回収、再商品化に向けた取組みが始まっている。

(関連)

プラスチック製容器包装

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの。プラマークが目印。お菓子の袋や洗剤のボトルなどが該当する。

製品プラスチック

製品自体にプラスチックが使われている文具や玩具類などが該当する。

プラスチック資源循環促進法

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の略称。利便性の高いプラスチックという素材

を利用した製品が設計から廃棄物として処理されるまでのライフサイクル全般において、関係するあらゆる主体における資源循環の取組み（3 R + Renewable）を促進するため令和4年4月1日に施行された。

プラスチック製容器包装（「プラスチック」の欄を参照）

訪問収集・ふれあい訪問収集

訪問収集とは、ごみ・資源（可燃・不燃・古紙・プラスチック）をごみ集積所まで運び出すことが困難な方に対して、収集作業員が玄関先まで訪問して収集するサービスのこと。

ふれあい訪問収集とは、ごみ（可燃・不燃）の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集のこと。

ま行

マイクロプラスチック

洗剤や歯磨き粉等に含まれるビーズ等の微細なプラスチックや、レジ袋やペットボトルといったプラスチックごみのうち、紫外線等の影響により直径5mm以下まで細かくなつたものをいう。

マテリアルリサイクル（「サーマルリサイクル」の欄を参照）

ら行

リサイクル率と資源回収率

リサイクル率とは、一般に資源を含めたごみ総排出量に占める総資源化量の比率である。ごみ総排出量には、清掃工場への持込ごみを含んでいる。

資源回収率は、清掃工場への持込ごみを含めないで上記の計算をしたものである。

持込ごみは、事業系ごみで自己処理が原則であり景気変動等の影響を受けやすい。このことから家庭ごみのリサイクル率を見る場合、分母から除外し「資源回収率」を「リサイクル率」とする自治体もある。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ総排出量}} \quad (\text{清掃工場持込ごみを含む})$$

$$\text{資源回収率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ総排出量} - \text{清掃工場持込ごみ}}$$

リデュースクッキング

Reduce cooking waste（料理の無駄を減らすこと）を意味しており、普段の調理では生ごみとして、捨ててしまう部分も活用できる調理方法のこと。

レアメタル

地球上の存在量が稀、または技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要がある（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるもの。

A～Z、数字

S D G s

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

3 R、2 R

3 R（スリーアール）とは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組み（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle））の頭文字をとったもの。2 Rとは3 Rのうち、特にリデュース、リユースに関する取組みを推進すること。

東京都北区資源循環推進審議会委員名簿

区分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	山谷 修作	東洋大学名誉教授
	上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授
	松波 淳也	法政大学経済学部教授
区 議 会 議 員	青木 博子	北区議會議員（第1回～第3回）
	松沢 よしはる	北区議會議員（第1回）
	せいの 恵子	北区議會議員（第1回）
	佐藤 ありつね	北区議會議員（第1回）
	坂場 まさたけ	北区議會議員（第2回～第3回）
	山崎 たい子	北区議會議員（第2回～第7回）
	うすい 愛子	北区議會議員（第2回～第3回）
	平田 りさ	北区議會議員（第4回～第7回）
	すどう あきお	北区議會議員（第4回～第7回）
	青木 のぶえ	北区議會議員（第4回～第7回）
区 民	安達 しんじ	北区議會議員（第4回～第7回）
	塙本 進也	公募区民
	古賀 由希子	公募区民
	大貫 新一	北区町会自治会連合会
	小笠 悅子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	岡本 百合子	北区地域リサイクラー協議会
	松本 晴光	北区清掃協力会
事 業 者	山下 陽枝	北区消費者団体連絡会
	成川 友英	北区商店街連合会
	鰐渕 雄二郎	北区リサイクラー事業協同組合
	田村 純郎	東京商工会議所 北支部
区 職 員	齊藤 正美	一般社団法人 北産業連合会
	中嶋 稔	北区政策経営部長（第1回～第3回）
	藤野 浩史	北区政策経営部長（第4回～第7回）

東京都北区資源循環推進審議会審議経過

	開催日	主な内容
第1回	令和4年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・諮問 ・審議会運営について
第2回	令和4年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 <ul style="list-style-type: none"> ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充 ② 区民へのきめ細かい情報提供 ③ 生ごみの減量と食品ロスの削減 ④ 雑がみの資源化 ⑤ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化 ⑥ プラスチックごみの減量 ・ごみ収集現場見学（9/7）、北清掃工場見学（9/13）
小委員会	令和5年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議会について（今後の進め方の見直し）
第3回	令和5年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 戸別収集の地域拡大の検討 ⑧ 家庭ごみの有料化の検討 ⑪ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施 ・不燃・プラスチック等中間処理施設見学（2/2）
小委員会	令和5年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回審議会について ・答申の作成に向けての確認
第4回	令和5年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施 ⑩ 優良事業者表彰制度の創設 ⑫ 清掃事業関連施設の再編・有効活用
小委員会	令和5年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回審議会について
第5回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 <ul style="list-style-type: none"> ⑬ その他の具体策 ・答申案の検討
小委員会	令和5年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回審議会について ・答申案の確認
第6回	令和5年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案のまとめ
小委員会	令和6年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・区民意見募集結果のまとめ（審議会の考え方の整理）
小委員会	令和6年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回審議会について（答申の確認）
第7回	令和6年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の
推進について 答申

令和6年3月発行

刊行物登録番号
5 - -

発 行 東京都北区資源循環推進審議会事務局
北区生活環境部リサイクル清掃課
北区王子一丁目 12 番 4 号
電話 03 (3908) 8538
<https://www.city.kita.tokyo.jp/>